

3 階建築物直結式給水施行基準

1 目的

この基準は、3階建て建築物における給水方式を直結式給水とする場合の給水装置の設計及び施行に関して必要な事項を定めるものである。

2 適用範囲

この基準は、原則として、申請地の前面道路下に口径75mm以上の配水管が布設されており、かつ、その年間最小動水圧が0.245MPa（2.5Kg f / c m²）以上の地域に建設されていること。

ただし、次の（3）に該当する建築物については、配水管口径が100mm以上で、年間最小動水圧が0.294MPa（3.0Kg f / c m²）を確保できる地域に限る。この場合、1建物の水量を一括計量するメーター（親メーター）は設置しない。（図-1）

- （1） 3階1戸建て専用住宅
- （2） 3階1戸建て店舗付住宅
- （3） 3階建てで戸数が27戸までの共同住宅等
- （4） 4階以上の建物において、4階以上に給水装置を設置しない1戸建て専用住宅または、一戸建て店舗付住宅

ただし、上記においても、一時に多量の水を必要とする建築物、又は、断水等により営業が困難となる店舗等、その他管理者が不相当と認めるときは、この基準を適用せず貯水槽式給水とする。

- （5） 既設貯水槽水道方式の給水から、3階直結式給水に変更する場合は、各戸メーターの設置位置は地上面とすること。ただし、設置スペースが確保できない場合等は、別途協議とする。

3 給水装置の設計及び施行

（1） 調査と協議

この基準の適用を受けようとする者は、設計者または、和泉市指定給水装置工事事業者を通じて、事前に上下水道部と協議しなければならない。

（2） 設計及び施行

給水装置の設計、施行及び構造は、「給水装置工事施行要領」によるものとする。

ただし、この基準の適用を受けようとする者は、その設計水圧を0.245MPa（2の(3)に該当する場合は、0.294MPa）以上とし、限界給水高は配水管布設高から10mを超えてはならない。また、2階、3階への立ち上

がりには、分岐点付近に逆流防止性能を有するボール止水栓〔耐使用水圧0.98MPa以上〕を設置するものとする。

4 補則

この基準に定めのない事項については、管理者が別に定める。

5 附則

この基準は、平成13年4月1日から適用する。

6 附則

この基準は、平成17年11月1日から適用する。

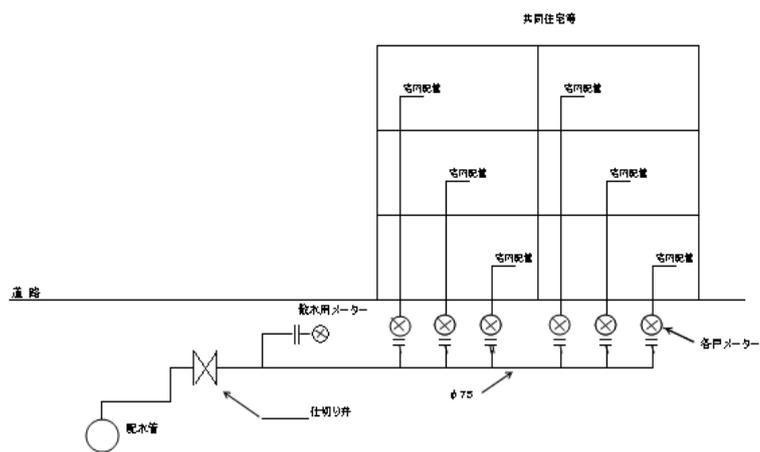


図-1 直結式のメーター設置